

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>公用車の運行に必要なガソリンの調達</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>令和8年4月1日付けで単価契約済 契約先：揖斐石油(株)、岐西興産(株)</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。